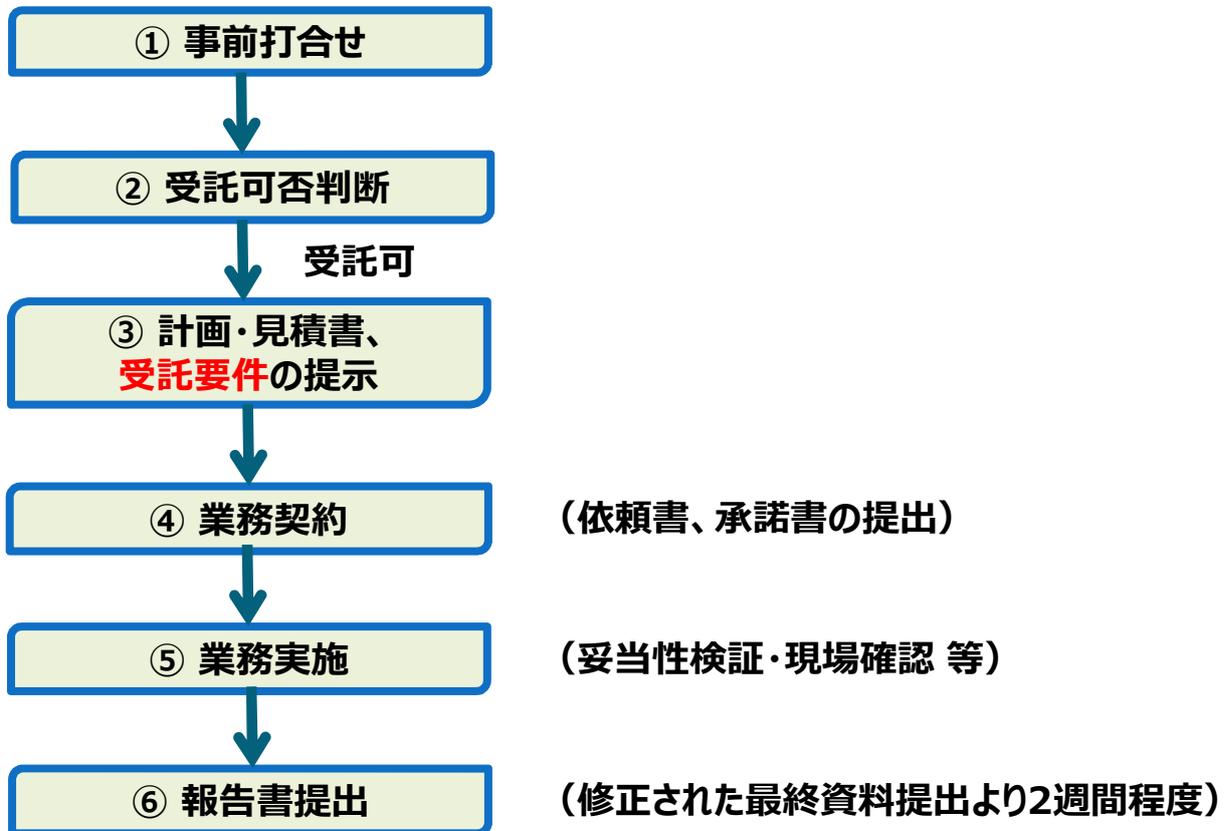


## 「技術監修」の業務フロー



注：期間は目安です。  
内容によって変わります。

### (受託要件について)

「技術監修」は、技術的な見地から妥当性の検証を行う業務であり、法的な適合性を判断するものではありません。

そのため、業務内容をまとめた「業務計画書」を当法人が作成し、依頼内容に相違がないことをお客様に確認いただくことと、事業主、所有者、使用者、管理組合、設計・施工者など、不具合事象の関係者が、「技術監修」を当法人が行うことに対して同意されていることが重要です。

「受託要件」とは、関係者間の合意形成や協力体制および業務の責任範囲など、契約を行うに際しての重要事項を当法人がまとめたもので、「業務計画書」と一緒にお客様へご提出します。これに対してお客様からは、「業務計画書」に示す業務の「依頼書」と、「受託要件」に示す内容についての「承諾書」のご提出をお願いしています。